

改 正 後	現 行																																
別 紙	別 紙																																
設計業務等の価格積算基準等の留意事項	設計業務等の価格積算基準等の留意事項																																
第1 [略]	第1 [略]																																
第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について	第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について																																
1 ~4 [略]	1 ~4 [略]																																
5 旅費交通費の積算	5 旅費交通費の積算																																
5-1 ・5-2 [略]	5-1 ・5-2 [略]																																
5-3 現地作業等旅費交通費の積算	5-3 現地作業等旅費交通費の積算																																
5-3-1 ・5-3-2 [略]	5-3-1 ・5-3-2 [略]																																
5-3-3 現地作業等旅費交通費の積算例	5-3-3 現地作業等旅費交通費の積算例																																
(1) 滞在(技術者単価は、 <u>令和2年4月</u> 単価を使用し <u>消費税10%</u> で税抜き計算している)	(1) 滞在(技術者単価は、 <u>平成31年4月</u> 単価を使用し <u>消費税8%</u> で税抜き計算している)																																
1) 積算条件 業務内容: 測量業務 滞在地: 乙地方 基地~滞在地までの距離: 120km	1) 積算条件 業務内容: 測量業務 滞在地: 乙地方 基地~滞在地までの距離: 120km																																
 <p>移動(往路) 0.5日 55日(48日) 滞在 移動(復路) 0.5日</p> <p>移動日数 0.5日+0.5日=1.0日 (往路)(復路)</p> <table border="1" data-bbox="356 1365 771 1512"> <thead> <tr> <th>職種区分</th> <th>編成(人)</th> <th>外業実日数</th> <th>滞在日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td>1</td> <td>35</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	職種区分	編成(人)	外業実日数	滞在日数	測量技師	1	35	48	測量技師補	1	40	55	測量助手	1	40	55	 <p>移動(往路) 0.5日 55日(48日) 滞在 移動(復路) 0.5日</p> <p>移動日数 0.5日+0.5日=1.0日 (往路)(復路)</p> <table border="1" data-bbox="1662 1365 2077 1512"> <thead> <tr> <th>職種区分</th> <th>編成(人)</th> <th>外業実日数</th> <th>滞在日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td>1</td> <td>35</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	職種区分	編成(人)	外業実日数	滞在日数	測量技師	1	35	48	測量技師補	1	40	55	測量助手	1	40	55
職種区分	編成(人)	外業実日数	滞在日数																														
測量技師	1	35	48																														
測量技師補	1	40	55																														
測量助手	1	40	55																														
職種区分	編成(人)	外業実日数	滞在日数																														
測量技師	1	35	48																														
測量技師補	1	40	55																														
測量助手	1	40	55																														
2) 交通費 ライトバン 1日当たり運転時間4hr(120km÷30km/hr)より損料=1,650円/日、ガソリン=1,365円(130円/ℓ)	2) 交通費 ライトバン 1日当たり運転時間4hr(120km÷30km/hr)より損料=1,650円/日、ガソリン=1,365円(130円/ℓ)																																
3) 旅費交通費	3) 旅費交通費																																
<table border="0" data-bbox="326 1638 1365 1869"> <tr> <td style="text-align: center;">普通旅費相当分</td> <td style="text-align: center;">滞在日額旅費相当分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通費 日当 日数 宿泊料</td> <td style="text-align: center;">宿泊料 日数 宿泊料 日数</td> </tr> <tr> <td>測量技師 = (0 + <u>1,000</u>) × 2 + <u>8,909</u> + <u>8,354</u> × 28 + <u>7,509</u> × 19 = <u>387,492</u> 円</td> <td>測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補 = (0 + <u>772</u>) × 2 + <u>7,090</u> + <u>6,736</u> × 28 + <u>6,063</u> × 26 = <u>354,880</u> 円</td> <td>測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円</td> </tr> <tr> <td>測量助手 = (0 + <u>772</u>) × 2 + <u>7,090</u> + <u>6,736</u> × 28 + <u>6,063</u> × 26 = <u>354,880</u> 円</td> <td>測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費計 = <u>387,492</u> + <u>354,880</u> + <u>354,880</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,103,282</u> 円</td> <td>旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円</td> </tr> </table>	普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分	交通費 日当 日数 宿泊料	宿泊料 日数 宿泊料 日数	測量技師 = (0 + <u>1,000</u>) × 2 + <u>8,909</u> + <u>8,354</u> × 28 + <u>7,509</u> × 19 = <u>387,492</u> 円	測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円	測量技師補 = (0 + <u>772</u>) × 2 + <u>7,090</u> + <u>6,736</u> × 28 + <u>6,063</u> × 26 = <u>354,880</u> 円	測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	測量助手 = (0 + <u>772</u>) × 2 + <u>7,090</u> + <u>6,736</u> × 28 + <u>6,063</u> × 26 = <u>354,880</u> 円	測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	旅費交通費計 = <u>387,492</u> + <u>354,880</u> + <u>354,880</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,103,282</u> 円	旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円	<table border="0" data-bbox="1632 1638 2671 1869"> <tr> <td style="text-align: center;">普通旅費相当分</td> <td style="text-align: center;">滞在日額旅費相当分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通費 日当 日数 宿泊料</td> <td style="text-align: center;">宿泊料 日数 宿泊料 日数</td> </tr> <tr> <td>測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円</td> <td>測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円</td> <td>測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円</td> </tr> <tr> <td>測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円</td> <td>測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円</td> <td>旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円</td> </tr> </table>	普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分	交通費 日当 日数 宿泊料	宿泊料 日数 宿泊料 日数	測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円	測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円	測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円	旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円								
普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分																																
交通費 日当 日数 宿泊料	宿泊料 日数 宿泊料 日数																																
測量技師 = (0 + <u>1,000</u>) × 2 + <u>8,909</u> + <u>8,354</u> × 28 + <u>7,509</u> × 19 = <u>387,492</u> 円	測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円																																
測量技師補 = (0 + <u>772</u>) × 2 + <u>7,090</u> + <u>6,736</u> × 28 + <u>6,063</u> × 26 = <u>354,880</u> 円	測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円																																
測量助手 = (0 + <u>772</u>) × 2 + <u>7,090</u> + <u>6,736</u> × 28 + <u>6,063</u> × 26 = <u>354,880</u> 円	測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円																																
旅費交通費計 = <u>387,492</u> + <u>354,880</u> + <u>354,880</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,103,282</u> 円	旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円																																
普通旅費相当分	滞在日額旅費相当分																																
交通費 日当 日数 宿泊料	宿泊料 日数 宿泊料 日数																																
測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円	測量技師 = (0 + <u>1,019</u>) × 2 + <u>9,074</u> + <u>8,509</u> × 28 + <u>7,648</u> × 19 = <u>394,676</u> 円																																
測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	測量技師補 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円																																
測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円	測量助手 = (0 + <u>787</u>) × 2 + <u>7,222</u> + <u>6,861</u> × 28 + <u>6,175</u> × 26 = <u>361,454</u> 円																																
旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円	旅費交通費計 = <u>394,676</u> + <u>361,454</u> + <u>361,454</u> + (1,650 + 1,365) × 2 = <u>1,123,614</u> 円																																
5-4 打合せ旅費交通費の積算	5-4 打合せ旅費交通費の積算																																
打合せについては公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。	打合せについては公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。																																

5-4-1 ・ 5-4-2 [略]

5-4-3 打合せ旅費交通費の積算例

(1) 滞在（技術者単価は、令和2年4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している）

1) [略]

2) 交通費

鉄道運賃 普通運賃（片道）= 6,000円 × 100 ÷ 110 = 5,454円
 特急料金（片道）= 4,000円 × 100 ÷ 110 = 3,636円

計=9,090円

3) 旅費交通費

	普通旅費相当分		宿泊2泊目以降分		
	交通費	日当	日数	宿泊費	宿泊費
主任技師	(9,090 + 2,363)	×	2	+ 10,727	+ (10,727 + 1,181)
技師 A	(9,090 + 2,000)	×	2	+ 8,909	+ (8,909 + 1,000)
技師 B	(9,090 + 2,000)	×	2	+ 8,909	+ (8,909 + 1,000)
旅費交通費計	= 45,541		+ 40,998	+ 40,998	= 127,537円

5-5 交通費

(1) ~ (4) [略]

(5) ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名称	単位	数量	単価	摘要
ライトバン 運転1時間当たり損料	時間			1.5L 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。
ライトバン 供用1日当たり損料	供用日			
ガソリン	リットル			

(注) (1) ライトバンの運転時間は、一般道路 30 km/h、高速道路等 80 km/h で計算し時間当たりに四捨五入する。
 (2) 高速道路等の料金は、別途計上する。（消費税抜きの金額）
 (3) 運転労務は計上しない。

5-6 日当、宿泊費単価

(1) 日当及び宿泊費

(令和2年4月1日現在)

職種	普通旅費		摘要
	日当	宿泊費	
		甲地方	乙地方
調査業務			
[略]			[略]
測量業務			
[略]			[略]
設計業務			

5-4-1 ・ 5-4-2 [略]

5-4-3 打合せ旅費交通費の積算例

(1) 滞在（技術者単価は、平成31年4月単価を使用し消費税8%で税抜き計算している）

1) [略]

2) 交通費

鉄道運賃 普通運賃（片道）= 6,000円 × 100 ÷ 108 = 5,555円
 特急料金（片道）= 4,000円 × 100 ÷ 108 = 3,703円

計=9,258円

3) 旅費交通費

	普通旅費相当分		宿泊2泊目以降分		
	交通費	日当	日数	宿泊費	宿泊費
主任技師	(9,258 + 2,407)	×	2	+ 10,925	+ (10,925 + 1,204)
技師 A	(9,258 + 2,037)	×	2	+ 9,074	+ (9,074 + 1,019)
技師 B	(9,258 + 2,037)	×	2	+ 9,074	+ (9,074 + 1,019)
旅費交通費計	= 46,384		+ 41,757	+ 41,757	= 129,898円

5-5 交通費

(1) ~ (4) [略]

(5) ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名称	単位	数量	単価	摘要
ライトバン 時間損料	時間			1.5L 土地改良事業等一般機械損料算定表による。
ライトバン 日損料	日			
ガソリン	リットル			0.047 × 56kw × h スタンド渡し

(注) (1) ライトバンの運転時間は、一般道路 30 km/h、高速道路等 80 km/h で計算し時間当たりに四捨五入する。
 (2) 高速道路等の料金は、別途計上する。（消費税抜きの金額）
 (3) 運転労務は計上しない。

5-6 日当、宿泊費単価

(1) 日当及び宿泊費

(平成31年4月1日現在)

職種	普通旅費		摘要
	日当	宿泊費	
		甲地方	乙地方
調査業務			
[略]			[略]
測量業務			
[略]			[略]
設計業務			

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

(注) (1) ~ (4) [略]

(2) 滞在中業務を行う場合の宿泊費

(令和2年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30日未満	30以上60日 未満	60日以上	
調査業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)・(2) [略]

5-7 [略]

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

(注) (1) ~ (4) [略]

(2) 滞在中業務を行う場合の宿泊費

(平成31年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30日未満	30以上60日 未満	60日以上	
調査業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)・(2) [略]

5-7 [略]

第3 記録映像製作業務の留意事項について

1・2 [略]

3 記録映像製作業務共通仕様書（例）

第1条（適用範囲）～第4条（業務計画） [略]

第5条（業務実績データの作成及び登録）

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第6条（貸与品）～第19条（その他） [略]

4・5 [略]

第4 ～第6 [略]

第3 記録映像製作業務の留意事項について

1・2 [略]

3 記録映像製作業務共通仕様書（例）

第1条（適用範囲）～第4条（業務計画） [略]

第5条（業務実績データの作成及び登録）

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を監督職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第6条（貸与品）～第19条（その他） [略]

4・5 [略]

第4 ～第6 [略]

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

[略]

1. 共通

項目	質疑	回答
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]
1-2. 工期算定方法	[略]	[略]
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関する資料を示されたい。	次表のとおりである。

番号	図書名	内容	制定日等	通知者等
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 <u>令和2年4月</u>	農村振興局長
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部長
3	設計業務照査の手引書(案)	設計業務の照査を行う場合等に使用する資料	平成30年9月一部改正	農村振興局整備部長
4	設計業務照査の手引書作成要領〔記入例〕(案)	設計業務照査の手引き書の記入例	平成22年3月一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 積算基準班長
5	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	農林水産省の公共事業において電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項等を取り纏めたもの	制定 平成19年10月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
6	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	地質・土質調査成果電子納品要領(案)に従って地質・土質調査成果の電子納品を実施する際に対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項などを示したもの	制定 平成19年10月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
7	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	測量成果電子納品要領(案)に従って測量成果の電子納品を実施する際に対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項などを示したもの	制定 平成19年10月 <u>最終改正 平成31年4月</u>	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
8	電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】のうち、電子化図面データ作成要領(案)によるCADデータの取り扱いにかかる部分の統一的な運用を記したものの	制定 平成19年2月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
9	設計業務等の電子納品要領(案)	業務請負契約書及び設計図書において定められる成果物を電子的手段により納品する手順を記	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

[略]

1. 共通

項目	質疑	回答
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]
1-2. 工期算定方法	[略]	[略]
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関する資料を示されたい。	次表のとおりである。

番号	図書名	内容	制定日等	通知者等
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 <u>平成31年3月</u>	農村振興局長
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部長
3	設計業務照査の手引書(案)	設計業務の照査を行う場合等に使用する資料	平成30年9月一部改正	農村振興局整備部長
4	設計業務照査の手引書作成要領〔記入例〕(案)	設計業務照査の手引き書の記入例	平成22年3月一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 積算基準班長
5	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	農林水産省の公共事業において電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項等を取り纏めたもの	制定 平成19年10月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
6	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	地質・土質調査成果電子納品要領(案)に従って地質・土質調査成果の電子納品を実施する際に対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項などを示したもの	制定 平成19年10月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
7	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	測量成果電子納品要領(案)に従って測量成果の電子納品を実施する際に対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項などを示したもの	制定 平成19年10月 <u>平成26年3月一部改正</u>	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
8	電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】のうち、電子化図面データ作成要領(案)によるCADデータの取り扱いにかかる部分の統一的な運用を記したものの	制定 平成19年2月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
9	設計業務等の電子納品要領(案)	業務請負契約書及び設計図書において定められる成果物を電子的手段により納品する手順を記	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長

		載		
10	地質・土質調査成果電子納品要領 (案)	地質・土質調査における電子成果物の作成及び納品手順を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
11	測量成果電子納品要領 (案)	測量作業規程に従って作成される測量成果等を電子納品する際の標準的な仕様を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年4月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
12	電子化図面データの作成要領 (案)	電子化図面データの作成にあたり必要となる、属性情報 (ファイル名、レイヤ名等)、フォルダ構成、ファイル形式等の標準仕様を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
13	電子化写真データの作成要領 (案)	工事・測量・調査・設計等における写真の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 平成26年3月	農村振興局整備部 長
15	設計業務報告書標準様式 (案)	業務報告書の標準的な記載要領及び記載例	【実施設計編】 ・水路工、農道 平成15年3月 ・パイプライン 平成22年3月 一部改正 【基本設計編】 ・水路工 平成15年3月 ・パイプライン 平成22年3月 一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
16	土地改良工事数量算出要領 (案)	農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事において、工事数量を算出する場合に適用	令和2年4月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
17	測量作業規程	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成9年7月 最終改正 平成28年5月	農村振興局長
各関連図書は、以下のアドレスにて公表				
<ul style="list-style-type: none"> ・番号 (1, 2, 17) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/index.html ・番号 (3, 14, 15) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/index.html ・番号 (5~13) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html ・番号 (16) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html 				

1-4. 設計等における数値の扱い

[略]

[略]

1-5. 技術者の職種区分

[略]

[略]

		載		
10	地質・土質調査成果電子納品要領 (案)	地質・土質調査における電子成果物の作成及び納品手順を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
11	測量成果電子納品要領 (案)	測量作業規程に従って作成される測量成果等を電子納品する際の標準的な仕様を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成26年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
12	電子化図面データの作成要領 (案)	電子化図面データの作成にあたり必要となる、属性情報 (ファイル名、レイヤ名等)、フォルダ構成、ファイル形式等の標準仕様を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
13	電子化写真データの作成要領 (案)	工事・測量・調査・設計等における写真の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を記載	制定 平成17年4月 最終改正 平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 平成26年3月	農村振興局整備部 長
15	設計業務報告書標準様式 (案)	業務報告書の標準的な記載要領及び記載例	【実施設計編】 ・水路工、農道 平成15年3月 ・パイプライン 平成22年3月 一部改正 【基本設計編】 ・水路工 平成15年3月 ・パイプライン 平成22年3月 一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
16	土地改良工事数量算出要領 (案)	農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事において、工事数量を算出する場合に適用	平成31年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
17	測量作業規程	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成9年7月 最終改正 平成28年5月	農村振興局長
各関連図書は、以下のアドレスにて公表				
<ul style="list-style-type: none"> ・番号 (1, 2, 17) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/index.html ・番号 (3, 14, 15) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/index.html ・番号 (5~13) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html ・番号 (16) http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html 				

1-4. 設計等における数値の扱い

[略]

[略]

1-5. 技術者の職種区分

[略]

[略]

1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	[略]	[略]
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	[略]	[略]
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	[略]	[略]

2. ~3. [略]

4. 設計業務

項目	質 疑	回 答
4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	[略]	[略]
4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	[略]	[略]
4-3. 電子計算機利用の設計単価	電子計算機を利用する場合の設計単価を別途計上する場合の取扱いを示されたい。	電子計算機を利用する場合の設計単価については、 <u>電子計算機使用料等計上に係る記載がある歩掛を除き、原則</u> 見積りにより決定するものとする。 見積りに当たっては、解析条件やパラメータ等の仕様を示し、各地方の電子計算機センター等へ依頼されたい。 なお、解析歩掛及び電算費、処理時間等一括した見積書とする。
4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	[略]	[略]
4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料	[略]	[略]
4-6. 水路工の断面数の取扱い	[略]	[略]
4-7. 水路工の中心線決定	[略]	[略]
4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]
4-9. パイプラインと畑地かんがい施設の水利計算	[略]	[略]
4-10. 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲	[略]	[略]
4-11. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]
4-12. 環境整備の設計歩掛	[略]	[略]

1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	[略]	[略]
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	[略]	[略]
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	[略]	[略]

2. ~3. [略]

4. 設計業務

項目	質 疑	回 答
4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	[略]	[略]
4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	[略]	[略]
4-3. 電子計算機利用の設計単価	電子計算機を利用する場合の設計単価を別途計上する場合の取扱いを示されたい。	電子計算機を利用する場合の設計単価については、見積りにより決定するものとする。 見積りに当たっては、解析条件やパラメータ等の仕様を示し、各地方の電子計算機センター等へ依頼されたい。 なお、解析歩掛及び電算費、処理時間等一括した見積書とする。
4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	[略]	[略]
4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料	[略]	[略]
4-6. 水路工の断面数の取扱い	[略]	[略]
4-7. 水路工の中心線決定	[略]	[略]
4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]
4-9. パイプラインと畑地かんがい施設の水利計算	[略]	[略]
4-10. 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲	[略]	[略]
4-11. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]
4-12. 環境整備の設計歩掛	[略]	[略]

項目	質 疑	回 答
		<p>②超過勤務に係る費用の積算方法 超過勤務は、事業(務)所において類似の業務内容における過去の超過勤務の実績等を考慮し「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成十年十二月二十八日)(労働省告示第百五十四号)に定める限度時間を遵守して必要な場合に計上する。 なお、超過勤務の対象は業務期間とし、超過勤務に要する費用の算定は、業務期間(月数単位、小数点以下第2位四捨五入、第1位止め)に月額超過勤務単価を乗じて求める。</p> <p>(例：超過勤務時間を30時間/月として算定する場合) 月額超過勤務単価＝該当職種の超過勤務時間単価×30時間/月</p> <p>(計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 1) 超過勤務時間単価＝基準日額×1/8×α×β α＝125/100 又は 150/100(時間外又は時間外と深夜割増) β＝基本給構成比(50%) ＝32,700円×1/8×125/100×0.5 ＝2,555円/時間(小数点以下第1位四捨五入、円止め) 2) 月額超過勤務単価 ＝2,555円/時間×30時間/月＝76,650円/月 3) 超過勤務の person 費 ＝業務期間(月数)×月額超過勤務単価 ＝3.1ヶ月×76,650円/月＝237,615円</p> <p>③業務打合せ 業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。</p> <p>業務期間3.1ヶ月(95日間)打合せ回数=3回(業務期間小数第1位四捨五入)</p> <p>業務打合せは、1回当りの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当り1日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。</p> <p>(計算例) 現場技術員1人で移動時間が往復2時間(0.25日)の場合。 業務打合せ person 費＝技師Aの基準日額× (技師Aの歩掛×人数+移動に要する日数)×打合せ回数 ＝48,700円×(0.25人/回+0.25人)×3回 ＝73,050円 旅費交通費 : 打合せ回数分を計上</p> <p>2. 直接経費の計上方法 [略] ①旅費交通費の算定方法 旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。 1) 通勤で業務を行う場合 [略]</p>

項目	質 疑	回 答
		<p>②超過勤務に係る費用の積算方法 超過勤務は、事業(務)所において類似の業務内容における過去の超過勤務の実績等を考慮し「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成十年十二月二十八日)(労働省告示第百五十四号)に定める限度時間を遵守して必要な場合に計上する。 なお、超過勤務の対象は業務期間とし、超過勤務に要する費用の算定は、業務期間(月数単位、小数点以下第2位四捨五入、第1位止め)に月額超過勤務単価を乗じて求める。</p> <p>(例：超過勤務時間を30時間/月として算定する場合) 月額超過勤務単価＝該当職種の超過勤務時間単価×30時間/月</p> <p>(計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 1) 超過勤務時間単価＝基準日額×1/8×α×β α＝125/100 又は 150/100(時間外又は時間外と深夜割増) β＝基本給構成比(50%) ＝30,000円×1/8×125/100×0.5 ＝2,344円/時間(小数点以下第1位四捨五入、円止め) 2) 月額超過勤務単価 ＝2,344円/時間×30時間/月＝70,320円/月 3) 超過勤務の person 費 ＝業務期間(月数)×月額超過勤務単価 ＝3.1ヶ月×70,320円/月＝217,992円</p> <p>③業務打合せ 業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。</p> <p>業務期間3.1ヶ月(95日間)打合せ回数=3回(業務期間小数第1位四捨五入)</p> <p>業務打合せは、1回当りの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当り1日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。</p> <p>(計算例) 現場技術員1人で移動時間が往復2時間(0.25日)の場合。 業務打合せ person 費＝技師Aの基準日額× (技師Aの歩掛×人数+移動に要する日数)×打合せ回数 ＝45,500円×(0.25人/回+0.25人)×3回 ＝68,250円 旅費交通費 : 打合せ回数分を計上</p> <p>2. 直接経費の計上方法 [略] ①旅費交通費の算定方法 旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。 1) 通勤で業務を行う場合 [略]</p>

項目	質 疑	回 答
	<p>2) 滞在して業務を行う場合 (計算例) 一般交通機関を利用する場合</p> <p style="text-align: center;"> 基 地 ----- 出 勤 場 所 片道 120km 所要時間片道 2 時間 30 分</p> <p>ア 交通費 = (運賃 + 特急料(急行料)) × 往復 = (2,000 円 + 1,500 円) × 2 = 7,000 円(税抜き)</p> <p>イ 滞在費 滞在費は業務のために現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する。 (例) 技師Cの場合(3 級相当) = 4,000 円(税抜き) × 30 日/月 × 3.1 ヶ月 = 372,000 円 技術員の場合(2 級相当) = 3,700 円(税抜き) × 30 日/月 × 3.1 ヶ月 = 344,100 円</p> <p>ウ 出勤場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日額旅費は算定しない。 エ 滞在費の対象日数は、30 日/月とする。</p> <p>3) 業務打合せに係る旅費交通費 (計算例) [略]</p> <p>3. 現場経費の計上方法 [略]</p> <p>(計算例) [略]</p>	
6-3. 配置技術者の目安	[略]	
	[略]	

第8 設計業務歩掛見積り要領について

[略]

設計業務歩掛見積り要領

1 ~5 [略]

〇〇設計業務(仮称)実施のための参考歩掛徴収依頼書(例)

1 ~7 [略]

8 予定実施期間

契約期間: 〇〇年〇〇月

実施期間: 〇〇ヶ月程度

9 ・10 [略]

項目	質 疑	回 答
	<p>2) 滞在して業務を行う場合 (計算例) 一般交通機関を利用する場合</p> <p style="text-align: center;"> 基 地 ----- 出 勤 場 所 片道 120km 所要時間片道 2 時間 30 分</p> <p>ア 交通費 = (運賃 + 特急料(急行料)) × 往復 = (2,000 円 + 1,500 円) × 2 = 7,000 円(税抜き)</p> <p>イ 滞在費 滞在費は業務のために現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する。 (例) 技師Cの場合(3 級相当) = 4,074 円(税抜き) × 30 日/月 × 3.1 ヶ月 = 378,882 円 技術員の場合(2 級相当) = 3,768 円(税抜き) × 30 日/月 × 3.1 ヶ月 = 350,424 円</p> <p>ウ 出勤場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日額旅費は算定しない。 エ 滞在費の対象日数は、30 日/月とする。</p> <p>3) 業務打合せに係る旅費交通費 (計算例) [略]</p> <p>3. 現場経費の計上方法 [略]</p> <p>(計算例) [略]</p>	
6-3. 配置技術者の目安	[略]	
	[略]	

第8 設計業務歩掛見積り要領について

[略]

設計業務歩掛見積り要領

1 ~5 [略]

〇〇設計業務(仮称)実施のための参考歩掛徴収依頼書(例)

1 ~7 [略]

8 予定実施期間

契約期間: 平成〇〇年〇〇月

実施期間: 〇〇ヶ月程度

9 ・10 [略]